

別記様式1

年度モニタリング(令和2年度)

施設名称	佐倉市老人憩の家うすい荘
施設概要	所在地: 千285-0861 千葉県佐倉市臼井田 2342番地1 施設構造: 鉄骨平屋 敷地面積: 929.62㎡ 延床面積: 237.78㎡ 建築年月: 平成53年11月 施設内容: 1階: 大会議室(52畳)、和室(8畳×2)、小会議室(10畳)、台所、事務室等 附帯設備: 駐車場
施設の設置目的	高齢者の健全なる心身の健康保持、及び地域社会における社会福祉の増進を図る。
指定管理者	臼井三町会
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日
委託料	4,790,130円 (令和2年度支払額 940,760円)
市所管課	福祉部高齢者福祉課

①業務点検

評価	説明
S（優良）	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A（適格）	適格に実施されている。
B（概ね適格）	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C（要改善）	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
-（該当なし）	該当する事例がない。または、評価することができない。

I 業務に関する基準			
1 基本事項			
開所 （館） 時間	開所（館）時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.5 II-1-(2)	
管理 範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.5 II-1-(3)	
利用 制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.5 II-1-(4)	

適正利用	利用・減免等の手続は規定に則って行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.6 II-1-(6)	
利用料金	利用料金の減免の基準、範囲・件数は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.6 II-1-(6)	
法令遵守	関連規程を理解し、法令遵守が確保されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.7 II-1-(7)	
2 維持管理業務に関する基準			
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.8~9 II-2-(1)~(7)	
清掃	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.8 II-2-(1)	

清掃	定期清掃は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.8 II-2-(1)	
廃棄物処理	適正な方法(分別等)と頻度により廃棄されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.8 II-2-(2)	
廃棄物処理	廃棄物の減量に務めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.8 II-2-(2)	
環境衛生	必要な検査等は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書	
環境衛生	快適に利用できる環境となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.8~9 II-2-(1)~(7)	

公共料金支払	公共料金は滞りなく支払われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.8 II-2-(4)	
景観維持	屋外の景観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.9 II-2-(5)	
備品管理	備品管理台帳が整備され、適切に記録されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.9 II-2-(6)	
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.9 II-2-(6)	
修繕	適切に修繕を行うとともに、市への報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.9 II-2-(7)	

修繕	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.9 II-2-(7)	
修繕	消耗品の補充・管理は適正に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.9 II-2-(7)	
警備	入退者管理、施錠管理、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.10 II-2-(8)	
警備	夜間・休所日警備に支障はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.10 II-2-(8)	
保守点検	法定点検その他定期点検を遅延なく確実に実施しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.10 II-2-(8)	

保守 点検	点検によって発見された不具合の報告を適切に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.10 II-2-(8)	
安全 点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.10 II-2-(8)(9)	
安全 点検	避難経路や消防設備の付近に障害物はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.10 II-2-(8)(9)	
駐 車 場	設備の損傷や危険物、違法駐車はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.10 II-2-(9)(10)	
駐 車 場	事故・盗難等の発生について市への報告を怠っていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書 P.10 II-2-(10)	

3 施設運営業務に関する基準

利用 手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.11 II-3-(1)(2)	
利用 料金 徴収	出納簿等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.11 II-3-(2)	
利用 料金 徴収	現金は必要最小限とし、盗難・紛失等のないよう管理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.11 II-3-(2)	
利用 料金 徴収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.11 II-3-(2)	
物 品 販 売 等 許 可	物品販売、寄付の募集、広告物の掲示・配布等の許可が適切に行われ、利用者の妨げとなっていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.11 II-3-(3)	

記録業務	日報や各種記録(文書・画像・音声・映像等)を行い、整理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.12 II-3-(4)	
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	S	掲示物で空調使用方法等を周知し、節電に努めています。
	記載箇所	業務基準書 P.12 II-3-(5)	
広報活動	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	B	webサイト活用の検討等、積極的な広報の取り組みが期待されます。
	記載箇所	業務基準書 P.12 II-3-(5)	
広報活動	パンフレット・チラシ等の在庫切れはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.12 II-3-(5)	
広報活動	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書 P.12 II-3-(5)	

意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.12 II-3-(6)	
意見等受付	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.12 II-3-(6)	
相談業務	相談内容及び個人情報の保護は徹底されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
企画事業	事前に計画書を文書で市に提出し、承諾を得た上で実施し、実施後適切に報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		

企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
留意事項	拾得物台帳を作成し、拾得物を所轄の警察署に届けているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.13 II-3-(7)	
留意事項	管理運営の実施等に関する市の調査に協力しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.13 II-3-(7)	
4 経理事項に関する基準			
区分会計	区分会計により独立した帳簿及び預金口座で管理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.13 II-4-(2)	
帳簿管理	帳簿書類等は適切に保存されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.13 II-4-(3)	

5 独自事業に関する基準			
事業計画	独自事業の実施にあたり、事前に計画書を提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書 P.14 II-5	
6 目的外業務に関する基準			
行政財産使用許可	目的外業務(公衆電話設置等)の実施にあたり、行政財産使用許可申請を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.14 II-6	
行政財産使用許可	目的外業務の実施による利用者への妨げはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.14 II-6	
II 運営体制・組織に関する基準			
1 基本事項			
労務責任	業務従事者の労務に関し法令が遵守され、責任ある体制となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.15 III-1-(1)	

労務責任	業務従事者から労務に関する苦情等はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.15 Ⅲ-1-(1)	
労務責任	労働時間の管理は適切になされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.15 Ⅲ-1-(1)	
資格・免許	必要資格及び免許等が取得されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.15 Ⅲ-1-(2)	
許認可等	必要な許認可及び届出等が行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.15 Ⅲ-1-(3)	
2 実施体制に関する基準			
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.15 Ⅲ-2-(1)	

研修等	必要な訓練・教育・研修等が計画的に実施されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.15 Ⅲ-2-(2)	
連絡体制	指定管理者の団体本部との連絡体制は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.15 Ⅲ-2-(1)(2)	
接遇	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	記載なし	
接遇	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	記載なし	
3 一部業務委託(再委託)に関する基準			
委託範囲	再委託の範囲及び委託先の選定は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書 P.16 Ⅲ-3-(1)~(3)	

報告	再委託の計画及び契約書等について市へ提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書 P.16 Ⅲ-3-(1)~(3)	
履行確認	再委託業務の履行確認は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書 P.16 Ⅲ-3-(1)~(3)	
4 運営協力体制に関する基準			
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.16 Ⅲ-4	
5 安全管理・危機管理に関する基準			
平常時	保守点検、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.16 Ⅲ-5-(1)	
体制整備	危機管理計画及び危機管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.16 Ⅲ-5-(2)	

体制整備	非常時の連絡体制は確立されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.16 Ⅲ-5-(2)	
事故災害対応	事故・災害等発生時は市へ直ちに報告され、適切に対処したか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書 P.16 Ⅲ-5-(2)	
損害賠償	第三者への損害賠償は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書 P.16 Ⅲ-5-(4)	
保険加入	必要な保険に加入し、その範囲は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書 P.17 Ⅲ-5-(5)	
6 個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準			
守秘義務	業務上知り得た秘密を他人に漏らしていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.18 Ⅲ-6-(1)	

個人情報保護	個人情報保護条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.18 Ⅲ-6-(2)	
情報公開	情報公開条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.19 Ⅲ-6-(3)	
情報公開	総合的かつ積極的な情報公開の推進が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.19 Ⅲ-6-(3)	
情報管理	情報管理計画及び情報管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.19 Ⅲ-6-(4)	
情報管理	情報セキュリティ(コンピュータウイルス対策等)は万全か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.19 Ⅲ-6-(4)	

7 事業計画及び事業報告に関する基準			
資料提出	事業計画及び事業報告は規定どおりに提出されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.20 Ⅲ-7-(1)(2)	
資料提出	事業計画及び事業報告の内容に虚偽及び重大な誤りはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.20 Ⅲ-7-(1)(2)	
8 連絡調整に関する基準			
連絡会議	市との連絡会議を適宜行い、十分な調整は図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 P.20 Ⅲ-10	
意見記述欄			
指定管理者	新型コロナウイルス感染症拡大の過中により施設利用率が悪くなっておりますが維持管理は、安心・安全のため、支障のない様に尽力してまいりました。		
佐倉市	協定書及び業務基準書に基づき、施設の運営、維持管理、経理事務及び個人情報保護等について、良好に運営されたと評価します。		

②利用状況等分析

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
延べ利用者数(人)	7,091	7,200	1,343	18.9%	18.7%
実利用者数(人)	550	560	136	24.7%	24.3%
稼働率(%)	80.1%	-	31.5%	-	-
利用料金収入(円)	339,210	360,000	67,030	19.8%	18.6%
減免件数(件)	14	-	0	0.0%	-

意見記述欄

指定管理者	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により4月・5月の休館、6月以降の施設利用条件をクリアーする利用団体の減少に伴い稼働率は、31.5%でありました。利用料金についても前年比19.8%と大幅な減少となりました。施設利用条件が緩和された11月以降は、継続利用団体は定着しているが新規の利用者団体は皆無でありました。</p>
佐倉市	<p>新型コロナウイルスの影響により延べ利用者数、利用料金収入等は減少していますが、適正な経営がされていると評価します。</p>

③経営分析

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	1,336,948	1,342,300	1,045,232	78.2%	77.9%
支出(円)	1,337,815	1,342,300	1,008,092	75.4%	75.1%
収支(円) 〈収入-支出〉	-867	0	37,140	-	-
利用料金比率(%) 〈利用料金収入/収入〉	25.4%	26.8%	6.4%	-	-
人件費比率(%) 〈人件費/支出〉	33.9%	35.8%	33.4%	-	-
再委託費比率(%) 〈再委託費合計/支出〉	-	-	-	-	-
利用者当たり管理コスト(円) (支出/延べ利用者数)	189	186	751	397.9%	402.6%
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料/延べ利用者数)	137	136	728	532.8%	536.1%

意見記述欄

指定管理者	<p>収入面での減少の主な要因は、新型コロナウイルス感染症拡大の過中、施設の休館や施設利用条件により利用者的大幅な減少に伴い利用料金も減少しました。(計画値比 18.6%)</p> <p>期末残高 37,140円については、令和3年5月に高齢者福祉課へ返金しました。</p> <p>水道光熱費は、施設稼働率の低下に伴い予算比 23.5%の減少となりました。</p>
佐倉市	<p>新型コロナウイルスの影響により利用料金収入が減少していますが、適正に経営されていると評価します。</p> <p>今後も、広く地域住民の方に高齢者の活動拠点の場として認識していただけるよう、適正な管理運営をして下さい。</p>

④業務実施状況確認

【単年度計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
(利用計画) 1. 利用件数 目標 560件 2. 利用者数 目標 7,200人 3. 利用収入 目標 360,000円	実績 136件 達成率 24.3% 実績 1,343人 達成率 18.7% 実績 67,030円 達成率 24.3%
◎ 町会の活動拠点としての内容を充実、臼井四町会の小グループ等の利用促進 ◎ 利用者へのルール遵守	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により4月から10月までは、四町会合同の行事や各町会の単独行事、他の利用者の利用についても中止となる。 施設利用者へ節電・環境衛生意識・館内での喫煙等、利用終了時に『利用者点検報告書』の記入、励行されています。

【中・長期計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
◎ 「佐倉市老人憩の家」設置及び管理に関する条例と協定書の遵守、施設の設置目的である高齢者の心身の健康保持、地域社会における福祉の増進を図ります。	◎ 利用者には、条例・協定書について、概ねご理解をいただき特に問題なく管理運営をしています。
◎ 臼井四町会合同行事を通じて、住民同士のふれあい・強い絆づくりを推進します。	平成28年度より令和元年度までは、臼井四町会合同行事の継続開催により住民同士のコミュニケーションが増進され防犯・防災力等が強化されていると思います。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止となりました。 新型コロナウイルス感染症拡大の終息を願うばかりです。
◎ 利用者数について 施設の目的である高齢者対策と社会福祉をベースとし、若い世代の利用促進を図ります。	平成28年度：7,471人（うち高齢者比率 84.3%） 平成29年度：6,413人（うち高齢者比率 81.5%） 平成30年度：6,147人（うち高齢者比率 79.3%） 令和元年度：5,673人（うち高齢者比率 80.0%） 令和2年度：1,168人（うち高齢者比率 87.0%）

指定管理者	◎ 四半期ごとの定例運営委員会で収支状況、課題検討など情報の共有化を図っておりま 令和2年度運営委員会は、書面表決として運営委員に依頼しました。 ◎ 危機管理と個人情報管理 危機管理について、マニュアルを整備し個人情報管理についても役員で状況の検討、 現状把握など議論しています。 ◎ 高齢者福祉課と課題の共有化、報告、情報交換などを行いベクトル合わせしています。
佐倉市	新型コロナウイルスの影響はありましたが、利用者の意見を取り入れた運営をして いただき、行事協力等も積極的に行っていただいていると評価します。 今後も、現状維持を図りつつ、高齢者の心身の健康保持、地域社会における福祉 の増進を図れるよう、適正な管理運営をして下さい。

⑤利用者満足度調査報告

実施方法等	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により利用者満足度調査は、実施出来ませんでした。なお利用者からは、特に苦情等はありませんでした。
回答数等	
実施結果	

回答者の意見等	対応策等

意見記述欄

指定管理者	
佐倉市	<p>新型コロナウイルスの影響により今回のアンケートは実施できませんでしたが、例年利用者から高い評価を得ていることは、利用者のニーズに柔軟に対応された指定者の努力の結果と評価します。 今後も、利用者の要望に沿った管理・運営をして下さい。</p>

⑥総合評価

【令和2年度】
意見記述欄

指定管理者	<p>令和2年度は、新型コロナ感染症拡大の影響で施設利用稼働率は 31.5%と大幅な減少でした。利用者の減少により施設利用料も予算比 18.6%と減少。人件費も労働の対価とし支給しており予算比 70.1%と減少しました。</p> <p>令和2年度は、新型コロナ感染症拡大の渦中、利用者団体様には、ご不便をお掛けいたしました。新型コロナ感染症流行の早急な終息を願うばかりです。</p>
佐倉市	<p>新型コロナウイルス対策を行いながらの運営となりましたが、年間を通して、環境整備や地域住民の利用促進等に積極的に取り組む姿勢は非常に実直で熱意もあり、高く評価します。引き続き、新規利用団体増加等に向けた取り組みを継続してください。</p> <p>今度も、安全面に配慮しながら、住民が求めているニーズを的確に把握し、そのニーズに柔軟に対応していただくことで、地域に根差した利用しやすい場の提供に努めてください。</p>

【指定期間全体】
意見記述欄

指定管理者	<p>◎平成28年度～令和2年2月末までは、固定利用者は安定していますが新規利用者団体は 1団体でした。令和2年の3月以降は、施設利用条件付きで利用者・団体は、激減しました。</p> <p>今後も利用者・団体の利用満足度を図り施設利用収入の増大を目指します。</p>
佐倉市	<p>新型コロナウイルス感染症拡大対策のための臨時休館や施設利用制限等により影響を受けた期間もありますが、指定期間を通して安定した管理運営を行っていただきました。</p> <p>また、地域団体としてのネットワークを生かした管理運営を行っていただいたため、高齢者の生きがいづくりや地域コミュニティの醸成といった施設目的の達成に向けて、指定管理者として大きく貢献したと評価します。併せて、地域自治活動の拠点として多くの地域住民の方々の利用に繋げていただいた点についても、高く評価します。</p> <p>次期についても当施設が地域の活動拠点として活用されるよう、利用者の立場に立った運営を行っていただきたいです。</p>